

消防計画

_____年____月____日作成

1 目的

この計画は、管理権原の及ぶ範囲における防火管理についての必要事項を定め、火災を予防するとともに、火災、地震その他の災害等による人命の安全及び被害の軽減を図ることを目的とし守らなければならない。

管理権原の及ぶ範囲は、_____部分とする。

2 管理権原者の責務

- (1) 管理権原の及ぶ範囲の防火管理業務について、全ての責任を持つ。
- (2) 管理権原者は、防火管理者が消防計画を作成又は変更する場合、必要な指示を与えなければならない。
- (3) 防火上の建物構造の不備や消防用設備等・特殊消防用設備等（以下「消防用設備等」という。）の不備欠陥が発見された場合、速やかに改修する。

↓統括防火管理者が必要な場合

- ☆(4) 統括防火管理者が作成する全体についての消防計画とこの消防計画は適合する内容にする。

3 防火管理者の業務

防火管理者は、次の業務を行う。

業務	内容
点検・監督業務	<ol style="list-style-type: none">① 火災予防上の自主検査・点検の実施及び監督 建物構造、防火上の構造等、避難施設、消防用設備等、電気設備、その他防災設備、危険物施設、火気設備・火気器具（以下「火気設備・器具」という。）の検査・点検と、不備欠陥箇所のある場合の改修② 地震による被害の軽減のための自主点検・検査の実施又は改修③ 防火担当責任者及び火元責任者に対する指導及び監督④ 火気の使用、取扱いの指導、監督
教育・訓練業務	<ol style="list-style-type: none">① 従業員に対する防火の教育の実施② 消火、通報、避難誘導などの訓練の実施及び結果の検討③ 放火防止対策の推進
管理業務	<ol style="list-style-type: none">① 収容人員の管理② 消防機関への届出及び連絡等③ 家具、じゅう器等の転倒・落下・移動防止措置
点検立会業務	<ol style="list-style-type: none">① 消防用設備等の法定点検・整備の立会い又は立会いの指示② 建物等の定期検査の立会い又は立会いの指示③ 改装工事などの立会い又は立会いの指示と安全対策の樹立④ 防火対象物の法定点検の立会い又は立会いの指示
管理権原者への提案・報告業務	<ol style="list-style-type: none">① 防火管理業務を遂行する上での提案② 点検・検査の結果についての報告
その他防火管理上必要な業務	<p>☆防火管理上必要な事項を統括防火管理者へ報告 ↑統括防火管理者が必要な場合</p>

4 予防のための点検・検査

(1) 自主的に行う検査

検査内容	検査実施者 (検査を行う人)	実施内容	頻度 (いつやるか)
日常の出火防止及び避難安全等の確認	例) 巡回者	別表1のとおり	例) 建物巡回時
定期的な建物及び消防用設備等の確認		別表2、別表3のとおり	※年2回以上実施

(2) 法定点検

各種法定点検は、法令に規定される期限内に報告できるよう計画的に実施する。

種別	該当するものに○	実施時期	備考
防火対象物点検報告	【該当】・【非該当】	月	
消防用設備等点検報告	【該当】・【非該当】 ※設置されている設備に○※ 消火器・屋内消火栓・避難器具 誘導灯・自動火災報知設備 その他()	月 月	

5 工事中の安全対策

事業所の入退去に伴う間仕切り変更や模様替えなどの工事を行う場合は、必要に応じて報告を求め、工事人に対し火気管理等の安全対策を徹底させる。

また、消防用設備等の機能の停止又は機能に著しく影響を及ぼす工事を行う場合は、所轄消防署に工事中の消防計画を届け出る。

6 防火教育の実施時期等

防火教育は、自主点検実施者や巡回実施者など、教育の対象となる者の特性等を踏まえ、防火管理者が実施担当者、実施時期を判断し消防計画の内容や、火災予防に関する知識等について教育を実施する。

7 訓練

(1) 訓練の実施時期等は次表のとおりとする。

訓練種別 (該当の種別に○)	実施時期	備考 (実施方法・内容)
総合訓練・部分訓練・その他	月	
総合訓練・部分訓練・その他	月	

特定用途の建物は年2回以上になるよう記入

(2) 総合訓練は入居事業所と努めて合同で実施する。

(3) 防火管理者は、自衛消防訓練を実施しようとするときは、あらかじめ「自衛消防訓練通知書」を所轄消防署へ提出する。

(4) 「自衛消防訓練実施結果記録書」に記録して以後の訓練に反映させるものとし、訓練を行った日から3年間保管する。

8 震災対策

管理権原者等は、震災に備えて、次の項目について計画を行う。

(1) 震災に備えての事前計画

- ア 危険物等の転倒・落下により漏洩・流出が起こらないようにする。
- イ 消火器の準備をする。
- ウ 建物の避難経路を確認する。
- エ 防災についての教育・訓練を行う。
- オ 周辺地域の事業所、住民との連携・協力体制について確認する。

(2) 震災時の活動計画

- ア 被害状況を確認する。
- イ 初期消火・救助・救護活動等の情報収集について確認する。
- ウ 周辺地域の事業所、住民と協力し活動する。

(3) 施設再開までの復旧計画

- ア ライフライン等が途絶した時の対策を確認する。
- イ ライフライン復旧時の二次災害の発生防止のための措置を行う。
- ウ 被害状況の把握方法等について確認する。
- エ 復旧作業等の実施方法について確認する。

9 大規模テロ等に伴う災害対策

- (1) マスク、防護衣等の避難誘導のための資器材を配置した場合、定期に点検を行う。
- (2) 行政機関からの指示等に従うことを原則とする。
- (3) 行政機関からの指示等は、確実に収集できる体制をとり、指示等があった場合は、在館者に確実に伝達する。
- (4) 巡回等で建物にいる場合は、原則として屋内にとどまる。

10 自衛消防隊の編成について

建物所有者等が巡回時などで建物にいる場合は、入居事業所の従業員等とともに通報・初期消火・避難誘導を協力して実施する。

建物に不在の場合は事業所で編成している自衛消防隊により活動を行うよう協議し、災害発生時は建物所有者等への報告を実施させる。

11 その他防火管理上必要な事項

緊急連絡先（休日、夜間等の連絡先） _____ : TEL _____

別表 1

自主検査チェック表（火気・閉鎖障害定期） _____ 月分

検査実施者:

担当区域:

例) 巡回者 ○○ ○○ 役職名のみ可

例) ○○ (階数、事業所名等)

検 査 項 目						
日	電気・コンセント	喫煙管理	放火防止	避難障害	閉鎖障害	操作障害
	例) 電気器具の配線 劣化・損傷	例) 吸殻の処理	例) 倉庫等の施錠 可燃物の放置等	例) 廊下・避難通路 階段等	例) 防火戸 防火シャッター	例) 消火器・自動火災 報知設備
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						
(備考) 1. 不備欠陥がある場合には、直ちに防火管理者に報告する。 2. 実施（該当）しない項目は斜線とする。 (凡例) ○…良 ×…不備・欠陥 ⊗…即時改修					防火管理者 確認欄	

別表 2

自主検査チェック表（建物定期）

実施項目及び確認箇所	
建 物 構 造	(1) 基礎部 上部の構造体に影響を及ぼすような沈下・傾き・ひび割れ・欠陥等がないか。
	(2) 柱・はり・壁・床 コンクリートに欠損・ひび割れ・脱落・風化等はないか。
	(3) 天井 仕上材に、はく落・落下のおそれのあるたるみ・ひび割れ等がないか。
	(4) 窓枠・サッシ・ガラス 窓枠・サッシ等には、ガラス等の落下、又は枠自体のはずれのおそれのある腐食、ゆるみ、著しい変形等がないか。
	(5) 外壁（貼石・タイル・モルタル・塗壁等）・ひさし・パラペット 貼石・タイル・モルタル等の仕上材に、はく落・落下のおそれのあるひび割れ・浮き上り等が生じていないか。
	(6) 屋外階段 各構成部材及びその結合部に、ゆるみ・ひび割れ・腐食・劣化等はないか。
	(7) 手すり 支柱が破損・腐食していないか。また、取り付け部にゆるみ・浮きがないか。
防 火 上 の 構 造	(1) 外壁の構造等 外壁の耐火構造等に損傷はないか。
	防火区画等 ① 防火区画等の壁、天井等に破損がないか。
	① 自動開閉装置（ドアチェック等）付の防火戸・防火シャッターが完全に閉まるか。 〔確認要領〕 ○ 常時閉鎖式は最大限まで開放して閉まるのを確認する。 ○ 煙感知器連動閉鎖式は、防火戸を止めているマグネット等を手動により外し自動的に閉鎖するのを確認する。
	(2) ③ 防火シャッターの降下スイッチを作動させ、防火シャッターが最後まで降下するか。
	④ 防火戸・防火シャッターが閉鎖した状態で、隙間が生じていないか。
	⑤ 防火区画の防火設備に近接して、延焼の媒介となる可燃性物件を置いてないか。
	⑥ 防火ダンパーの作動状況は良いか。
避 難 施 設 等	(1) 廊下・避難通路 ① 有効幅員が確保されているか。
	② 火災の予防又は避難に支障となる施設又は物件はないか。
	③ 床面は、避難に際し、つまづき、すべり等が生じていないか。
	(2) 階段 ① 手すりの取り付け部の緩みと手すり部分の破損がないか。
	② 階段に敷物の類は敷かれていないか。（面積が2㎡以下のもの、防災性能を有するものを除く。）
	③ 火災の予防又は避難に支障となる施設又は物件はないか。
	④ 非常用照明がバッテリーで点灯するか。
	(3) 避難口・主たる通路に設ける戸 ① 次の出入口に設ける戸は、容易に開放できる外開き戸であるか。（劇場等以外で支障のないものは内開き可能） ア 屋内から直接地上に通ずる出入口及びその附室出入口 イ 避難階又は地上に通ずる直通階段及び附室の出入口 ウ 非常の際避難専用とするために設けた出入口
	② ①の戸を開放した場合に廊下、階段等の幅を有効に確保できているか。
	③ ①の戸の開閉に支障となる障害物がないか。
(4) 消防隊非常用進入口は表示されているか。また、進入障害はないか。	

別表 3

自主点検チェック表（消防用設備等定期）

実 施 設 備	確 認 箇 所	点検結果
消 火 器 (年 月 日実施)	(1) 設置場所に置いてあるか。 (2) 消火薬剤の漏れ、変形、損傷、腐食等がないか。 (3) 安全栓が外れていないか。安全栓の封が脱落していないか。 (4) ホースに変形、損傷、老化等がなく、内部に詰まりがないか。 (5) 圧力計が指示範囲内にあるか。	
屋内消火栓設備 泡消火設備 (移動式) (年 月 日実施)	(1) 使用上の障害となる物品はないか。 (2) 消火栓扉は確実に開閉できるか。 (3) ホース、ノズルが接続され、変形、損傷はないか。 (4) 表示灯は点灯しているか。	
スプリンクラー設備 (年 月 日実施)	(1) 散水の障害はないか。(例、物品の集積など) (2) 間仕切り、棚等の新設による未警戒部分はないか。 (3) 送水口の変形及び操作障害はないか。 (4) スプリンクラーのヘッドに漏れ、変形はないか。 (5) 制御弁は閉鎖されていないか。	
水噴霧消火設備 (年 月 日実施)	(1) 散水の障害はないか。(例、物品の集積など) (2) 間仕切り、棚等の新設による未警戒部分はないか。 (3) 管、管継手に漏れ、変形はないか。	
泡消火設備 (固定式) (年 月 日実施)	(1) 泡の分布を妨げるものがないか。 (2) 間仕切り、棚等の新設による未警戒部分はないか。 (3) 泡のヘッドに詰まり、変形はないか。	
不活性ガス消火設備 ハロゲン化物消火設備 粉末消火設備 (年 月 日実施)	(1) 起動装置又はその直近に防護区画の名称、取扱方法、保安上の注意事項等が明確に表示されているか。(手動式起動装置) (2) 手動式起動装置の直近の見やすい箇所に「不活性ガス消火設備」「ハロゲン化物消火設備」「粉末消火設備」の表示が設けてあるか。 (3) スピーカー及びヘッドに変形、損傷、つぶれなどはないか。 (4) 貯蔵容器の設置場所に標識が設けてあるか。	
屋外消火栓設備 (年 月 日実施)	(1) 使用上の障害となる物品はないか。 (2) 消火栓扉の表面には、「消火栓」又は「ホース格納庫」と表示されているか。 (3) ホース、ノズルに変形、損傷はないか。	
動力消防ポンプ設備 (年 月 日実施)	(1) 常置場所の周囲に、使用の障害となるような物がないか。 (2) 車台、ボディー等に割れ、曲がり及びボルトの緩みがないか。 (3) 管そう、ノズル、ストレーナー等に変形、損傷がないか。	
自動火災報知設備 (年 月 日実施)	(1) 表示灯は点灯しているか。 (2) 受信機のスイッチは、ベル停止となっていないか。 (3) 用途変更、間仕切り変更による未警戒部分がないか。 (4) 感知器の破損、変形、脱落はないか。	
ガス漏れ火災警報設備 (年 月 日実施)	(1) 表示灯は点灯しているか。 (2) 受信機のスイッチは、ベル停止となっていないか。 (3) 用途変更、間仕切り変更、ガス燃焼機器の設置場所の変更等による未警戒部分がないか。 (4) ガス漏れ検知器に変形、損傷、腐食がないか。	
漏電火災警報器 (年 月 日実施)	(1) 電源表示灯は点灯しているか。 (2) 受信機の外形に変形、損傷、腐食等がなく、ほこり、錆等で固着していないか。	
非 常 ベ ル (年 月 日実施)	(1) 表示灯は点灯しているか。 (2) 操作上障害となる物がないか。 (1) 押しボタンの保護板に破損、変形、損傷、脱落等がないか。	

放送設備 (年 月 日実施)	(1) 電源監視用の電源電圧計の指示が適正か。電源監視用の表示灯が正常に点灯しているか。	
	(2) 試験的に放送設備により、放送ができるか確認する。	
避難器具 (年 月 日実施)	(1) 避難に際し、容易に接近できるか。	
	(2) 格納場所の付近に物品等が置かれ、避難器具の所在が分かりにくくなっていないか。	
	(3) 開口部付近に書棚、展示台等が置かれ、開口部をふさいでいないか。	
	(4) 降下する際に障害となるものがなく、必要な広さが確保されているか。	
	(5) 標識に変形、脱落、汚損がないか。	
誘導灯 (年 月 日実施)	(1) 改装等により、設置位置が不適正になっていないか。	
	(2) 誘導灯の周囲には、間仕切り、衝立、ロッカー等があって、視認障害となっていないか。	
	(3) 外箱及び表示面は、変形、損傷、脱落、汚損等がなく、かつ適正な取り付け状態であるか。	
	(4) 不点灯、ちらつき等がないか。	
消防用水 (年 月 日実施)	(1) 周囲に樹木等使用上の障害となる物がないか。	
	(2) 道路から吸管投入口又は採水口までの消防自動車の進入通路が確保されているか。	
	(3) 地下式の防火水槽、池等は、水量が著しく減少していないか。	
連結散水設備 (年 月 日実施)	(1) 送水口の周囲は、消防自動車の接近に支障がないか、また送水活動に障害となるものがないか。	
	(2) 送水口に変形、損傷、著しい腐食等がないか。	
	(3) 散水ヘッドの各部に変形、損傷等がないか。	
	(4) 散水ヘッドの周囲には、散水を妨げる広告物、棚等の障害物がないか。	
連結送水管 (年 月 日実施)	(1) 送水口の周囲は、消防自動車の接近に支障がないか、また送水活動に障害となるものがないか。	
	(2) 送水口に変形、損傷、著しい腐食等がないか。	
	(3) 放水口の周囲には、ホースの接続や延長等の使用上の障害となる物がないか。	
	(4) 放水口を格納する箱は変形、損傷、腐食等がなく、扉の開閉に異常がないか。	
	(5) 表示灯は点灯しているか。	
非常コンセント設備 (年 月 日実施)	(1) 周囲に使用上障害となる物がないか。	
	(2) 保護箱は変形、損傷、腐食等がなく、容易に扉の開閉ができるか。	
	(3) 表示灯は点灯しているか。	
備考		
検査実施者氏名		防火管理者確認欄

(備考) 不備・欠陥がある場合には、直ちに防火管理者に報告する。
実施(該当)しない設備や確認箇所は斜線とする。

(点検結果の凡例) ○…良 ×…不備・欠陥 ☒…即時改修